

新 契 第 1 0 9 6 号

平成 1 9 年 3 月 3 0 日

各 所 属 長 様

財 政 部 契 約 課 長

( 担 当 物 品 契 約 係 )

物品購入・業務委託関係の新潟市契約規則及び新潟市事務専決規程の改正について（通知）

本市は政令指定都市へ移行し区制が開始される転換期を迎えることになり、契約制度もこれに伴って大きな改正を求められることになりました。このたび、物品購入及び業務委託関係について、新潟市契約規則及び新潟市事務専決規程の所要の改正を実施することといたします。

つきましては、各所属における契約事務の執行にあたり、遺漏がないようお願いすると共に、改正内容の周知を図るため下記のとおり通知いたします。

## 記

### 1 契約規則の改正内容

#### (1) 第 2 6 条関係：

随意契約とすることができる額の引き上げ（下記の額を超えない場合）

- |                             |       |        |
|-----------------------------|-------|--------|
| ・財産の買入れ                     | 80 万円 | 160 万円 |
| ・物件の借入れ                     | 40 万円 | 80 万円  |
| ・財産の売払い                     | 30 万円 | 50 万円  |
| ・物件の貸付け（30 万円）については、改正なしです。 |       |        |
| ・上記以外のもの                    | 50 万円 | 100 万円 |

#### (2) 第 3 2 条第 2 項関係：請書を契約書の作成にかえることができる場合

- ・ 50 万円以上 100 万円未満の物品購入      50 万円以上 160 万円未満の物品購入

#### (3) 第 3 4 条関係：契約保証金の免除

これまで、物品購入等において曖昧であった「市長が別に定める金額未満の契約」の規定を単独の号として独立させ、更に、取り扱い要領を別途制定し金額を明示しました。これについては、後日通知いたします。

(4) 第48条関係：長期継続契約の合議

これまで、「新潟市長期継続契約とする契約を定める条例」各号に該当するものは、すべて契約課に合議を必要としていましたが、これを第7号「その他市長が特に必要と認める契約」のみに限定して合議を行うものとしします。

2 物品購入に関する事務専決規程の改正

これまで、物品購入等の契約締結に関する各課長等の共通専決権限が10万円（一部は15万円）未満とされていましたが、このたび、20万円（消耗品費・備品購入費等）～30万円（印刷製本費・燃料費・修繕料等）に引き上げられる（一部は据え置き）ことになりました。

これ以上の額のものについては、契約課又は区役所総務課へ経費執行伺書（物品購入・修理）兼契約執行請求書を提出してください。

3 施行期日

平成19年4月1日

問い合わせ先 契約課物品契約係 内線（32213・32214）4/1以降
--